

後発医薬品使用体制加算・一般名処方加算 に係る掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

- 処方箋には銘柄名ではなく、一般名（有効成分の名称）を記載することで銘柄によらず、供給・在庫の状況に応じて調剤が可能になります。
- 医薬品の供給が不足した場合、処方内容の変更等に関して適切に対応できる体制を整備しております。
- 医薬品の供給状況によって、処方内容を変更する場合には患者さんにご説明いたします。

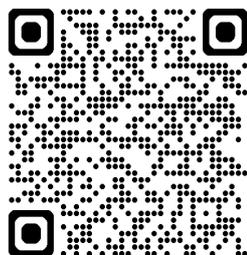
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします